

政 策 提 言 書

「高齢者の居場所づくり」についての提言

令和8年10月

精華町議会
民生教育常任委員会

提言の経緯

民生教育常任委員会は、令和7年6月より「町民の居場所について」議論を重ね、同年11月に研究テーマを「高齢者の居場所づくり」と「小中連携」に絞りました。

以後、研究・調査・協議及び管内視察・行政ヒヤリング、管外視察等も行い研鑽を重ね、委員会としての意見をとりまとめ、「高齢者の居場所づくり」については町長に、そして「小中連携」については教育長に提言することになりました。

はじめに

高齢者の居場所の定義

町民の居場所とは、主として「地域住民が主体となって運営し、誰もが自由に参加でき、つながりを作ったり、社会貢献・自己啓発などを行ったりして、心身共に安心して身を置ける居心地のよい場所」と定義します。

町民の世代（乳幼児～小中学生～高校生・大学生～成人社会人～高齢者）や立ち位置（学生、育児世代、勤労者、退職高齢者等）によって居場所の定義や必要な居場所は変わってきます。

その必要な居場所が地域住民だけでは対応できないものについては、地方公共団体や公的機関・企業・事業所等が補完します。

本提言の背景

居場所については、世代・立ち位置等により多種多様な実態把握と改善策を講じなければなりません。高齢化率が少しずつ上がり、今後益々高齢者が多くなる現状に対して、一人暮らしの高齢者が増えたり、何もすることのない高齢者や外出しない高齢者などの現状を鑑みて、高齢者のウェルビーイングの視点から本委員会では喫緊に「高齢者の居場所」について、調査・研究や行政からの聞き取り、管内外の視察等を行い、その結果としての対策を提言としてまとめました。

また、「高齢者の居場所づくり」は本町施策の「高齢福祉」の充実・向上と深く結びついています。

「高齢福祉」とは、高齢者が心身の健康を保ち、安心して自立した生活を送れるようにするための、社会的支援や制度及びサービスの総称です。

高齢福祉の区分と居場所の位置づけ

「高齢福祉」は、概ね次の4つに分けることができます。

①施設サービス	ア 公共施設（図書館、福祉施設、公園）、集会所、民間施設等 イ 特別養護老人施設、高齢者福祉施設、グループホーム、サービス付き高齢者住宅等
②在宅サービス	訪問介護、見守り等
③生活支援・相談支援	生活相談、地域包括支援センターの相談等
④地域づくり	老人会、シルバー人材センター、サロン、体操クラブ、ボランティア団体、趣味の会等

この4つについては、それぞれ拠点（居場所）があることに注目し、「高齢福祉」の充実・向上のキーポイントのひとつが「高齢者の居場所づくり」にあると判断し、提言をまとめています。

調査・研究から得られた知見

高齢者の居場所とは

高齢者の居場所とは、安らぎや安心、生きがい、楽しみ、自己実現などを感じられる場所であり、単なる時間つぶしの場所ではありません。

高齢者にとって居場所が必要な理由

- 孤独感の解消
- 仲間づくりと支え合い
- 生きがいと参加意欲の向上
- 情報交換の場
- 地域との関わりの継続
- 健康寿命の延長
- 老化機能の回復・改善

高齢者の居場所の区分

- 個人としての居場所

家庭、図書館、飲食店（居酒屋・カフェ等）、銭湯、ジョギング・散歩道、公園、商業施設 等

- 生きがいとしての交友場所

運動系・文科系サークル、ボランティア団体、勤務場所、シルバー人材センター、自治会、集会所 等

- 交流の場所

地域サロン、老人クラブ、地域（趣味的な）クラブ・団体 等

- 長寿・健康の場所

デイサービス、介護施設、リハビリ施設 等

- 人生を終える場所

看取りのある介護施設、最終的な病院、自宅 等

高齢者を3つのグループに分けると

ア 就労して行き場所（職場）がある高齢者

イ シルバー人材センター・老人会・サロン・サークル等に所属し、活動している高齢者

ウ 高齢者になったが、行く場所がない、人との関わりが極端に少ない高齢者

※ イとウの高齢者への支援が求められます。

高齢者の居場所に係る課題

高齢者の居場所に係る課題

- 社会と関わることが少ない（話相手がいない、閉じこもっている、孤立している等）
高齢者の課題
- 団体（サークル）の固定化の課題
- 高齢者団体の高齢化（団体の活動低下や解散につながる）
- 役員・担い手のなり手不足の課題

- アクセス・移動の課題
- 活動団体の財源確保の課題
- 連携の不備の課題
- 活動場所確保の課題（施設利用料金）
- 情報発信の課題
- デイサービス、グループホーム、サービス付き高齢者住宅、特別養護老人ホーム等不足の不安

視察・訪問・聴き取り先

管内視察・聴き取り（令和7～8年）

令和7年	
11月17日	みんなの元気塾
令和8年	
2月12日	なでしこの会（認知症家族の会）、さわやかウエスト
2月13日	光遊会（光台4～9丁目老人会）、シルバー人材センター、東畑長寿会（老人会）
2月14日	光台4丁目体操クラブ
2月15日	華桜会老人クラブ
2月16日	町立図書館
2月18日	光台6丁目サロンなごみ、光台6丁目いきいき体操
2月19日	桜ヶ丘二丁目体操クラブ「さくら」
2月20日	滝ノ鼻体操クラブ
2月22日	南稲いきいきサロン
2月24日	桜が丘三丁目チェリークラブ、あかりサロン
2月27日	下粕長寿会、ノルディックウォーキングクラブ
3月1日	にこにこサロン桜が丘、桜四元気アップ体操クラブ
3月5日	花笑み（デイサービス・カフェ・サービス付き高齢者住宅・グループホーム）
4月14日	南部地域包括支援センター
4月19日	中久保田サロン

4月20日	特別養護老人ホーム神の園、北部包括支援センター、ショートステイ神の園、デイサービス神の園
4月21日	精華町民生児童委員協議会
4月29日	神の園（特養・ショートステイ）、北部包括支援センター
6月2日	むくのきセンター、かしのき苑

管外視察

視察先	調査内容の概要
滋賀県高島市 (令和8年5月18日)	高齢者の居場所づくり・地域福祉の先進的取り組みを視察
福岡市議会・福岡市社会福祉協議会地域福祉課 (令和8年7月2日)	ふれあいネットワーク・ふれあいサロン・ふれあいランチの三機能一体型居場所事業を調査。地域住民ボランティアによる見守り・交流・配食が有機的に連動する仕組みを確認。
北九州市議会・北九州市保健福祉局 (令和8年7月3日)	NPO 法人抱樸「希望のまち」プロジェクト・いきがい活動ステーション等を調査。「支えられる側」と「支える側」を固定しない地域共生モデル、担い手マッチング拠点の取り組みを確認。

委員会の経過

開催日	主な内容
令和8年1月20日	テーマについて調査研究
令和8年2月3日	テーマについて調査研究
令和8年2月17日	テーマについて調査研究
令和8年3月9日	テーマについて調査研究
令和8年4月7日	テーマについて調査研究
令和8年4月21日	精華町民生児童委員協議会と交流・意見交換、テーマについて調査研究
令和8年5月19日	テーマについて調査研究
令和8年6月17日	テーマについての調査研究と提言素案の確認
令和8年7月21日	テーマについての調査研究と提言案の確認

提言

以上の調査研究・視察・聴き取りの結果を踏まえ、本町行政が主に果たすべき役割・支援として、次の5点を提言します。

提言1 高齢者の活動場所を提供すること

（施策等の例示）

- 公共施設・集会所・小中学校空き教室等の空きスペースを居場所として低廉または無償で提供する仕組みを整備する。
- 施設利用料金について、高齢者サロン・体操クラブ等の非営利的な地域活動団体に対して減免制度を設けるか、既存制度の活用を積極的に周知・案内する。
- 福岡市の取り組みを参考に、公民館等の既存施設を活用した「ふれあいサロン」型の居場所を体系的に位置づけ、運営を支援する。

提言2 高齢者の諸活動運営費の補助又は支援を行うこと

（施策等の例示）

- 居場所スタートアップ補助金を創設し、新たに居場所を立ち上げる団体に対して初期備品費・会場費等を支援する。
- 3年以上継続している居場所への安定的な運営補助を拡充し、活動の継続性を保障する。
- 国・府の補助制度（一般介護予防事業費、地域支援事業費等）の積極的な活用を図るとともに、申請支援を社会福祉協議会が担える体制を整備する。

提言3 高齢福祉のボランティア・リーダーの育成と、活動にやりがい・意欲が持てる工夫を行うこと

（施策等の例示）

- 北九州市「いきがい活動ステーション」を参考に、社会福祉協議会内に担い手マッチング窓口を設置し、「何かしたい」高齢者と「担い手を探している」団体を繋ぐ仕組みを整備する。
- 退職世代・子育て終了世代を対象とした担い手養成研修を年1回以上実施し、「支えられる側」から「支える側」へのステップアップを促進する。

- 居場所活動ポイント制度の研究・導入を検討し、ボランティア参加へのインセンティブを設ける。
- シルバー人材センターと連携し、元気な高齢者が役割を持って活躍できる機会を拡充する。

提言4 高齢者の居場所づくりを推進するために関係機関との連携を推進すること

（施策等の例示）

- 地域包括支援センター・社会福祉協議会・民生委員・医療機関・配食事業者等を繋ぐ多機関見守りネットワークを構築し、孤立した高齢者の早期発見と居場所への誘引を一体的に推進する。
- 福岡市の「ふれあいネットワーク（見守り）」「ふれあいサロン（居場所）」「ふれあいランチ（配食）」の三機能一体モデルを参考に、本町における見守り・居場所・配食の連動体制を整備する。
- けいはんな学研都市に立地する大学・研究機関との地域貢献協定を締結し、学生・研究者のボランティア参加や多世代交流プログラムを制度化する。
- 北九州市・抱樸の「希望のまち」プロジェクトが示すように、NPO・民間企業・行政が役割を固定せず補い合う多主体連携モデルの構築を研究・推進する。

提言5 高齢者の居場所に関する情報発信や参加者の募集を支援すること

（施策等の例示）

- 町ホームページ・広報誌・SNS等を活用し、町内の居場所（サロン・体操クラブ・老人クラブ等）の情報を一覧化・定期更新する「居場所マップ」を整備・公開する。
- 新たに高齢者となった方（退職直後等）へ、居場所情報を積極的にプッシュ型で発信する仕組みを整備する。
- 民生委員や地域包括支援センターが孤立した高齢者に居場所情報を届けるアウトリーチ型の情報提供体制を強化する。

結びに

以上5点は、本町の施設・老人クラブ・サロン・体操クラブ・サークル等への視察・聴き取り、及び管外視察（滋賀県高島市・福岡市・北九州市）から現状と課題を把握し、調査研究を重ねて導き出したものです。

今回の視察・調査を通じて共通して確認されたことは、高齢者の居場所づくりに成功している地域では、行政・社会福祉協議会・NPO・住民ボランティアが役割を固定せず、互いに補い合いながら「支え合う関係」を動的に維持しているという点です。

精華町においても、すべての高齢者が地域の中に「居場所と出番」を持てる環境づくりを、官民が連携して進めることを求めます。

精華町議会は、今後も行政と建設的な議論を重ね、精華町のすべての高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいく所存です。

令和8年10月8日

精華町議会 民生教育常任委員会

委員長 山下 芳一

副委員長 大森 美鈴

委員 尾崎 智

委員 徳田 貴仁

委員 西田 亜紀

委員 村田 周子

委員 森田 喜久

委員 三原 和久

委員 坪井 久行